

議案第 36 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 3 年 2 月 18 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年三田町条例第35号）の一部を次のように改正する。

付則第23項第1号表以外の部分中「（別表第1の2（その1）5級の項第5号から第8号までの職務に限る。以下この号及び次号において同じ。）」を削り、同号の表中「（副課長の職務に限る。）」を削り、同項第3号表以外の部分中「5級（別表第1の2（その1）5級の項第1号から第4号までの職務に限る。以下この号において同じ。）」を「4級」に改め、同号の表中「5級（課長補佐の職務に限る。）」を削る。

別表第1の2（その1）5級の項中第1号から第4号までを削り、第5号を第1号とし、第6号から第9号までを4号ずつ繰り上げ、同表8級の項第1号中「医療政策監」の次に「、情報政策監」を加える。

別表第1の2（その2）3級の項中「課長補佐又は」を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日の前日にこの条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例別表第1の2（その1）5級の項第1号から第4号までに掲げる職又は同条例別表第1の2（その2）3級の項に掲げる職（課長補佐に限る。）にあり、施行日においてこの条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例別表第1の2（その1）4級の項に掲げる職又は同条例別表第1の2（その2）3級の項に掲げる職にある職員であつて、その者の受ける給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（市長が定める職員を除く。）には、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達するまでの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（付則第23項の規定により給料が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に同項に定める率を乗じて得た額）を給料として支給する。

(長への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。